

第9 動力消防ポンプ設備

1 設置場所

政令第20条第4項第4号の規定によるほか、動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）は、火災、雨水等の影響を受けるおそれのない場所に設けること。

2 性能

政令第20条第3項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和61年10月自治省令第24号）の別表に規定する規格放水性能時における規格放水量以上であること。

(参考)		
ポンプの級別	放水性能	
	規格放水性能	
	規格放水圧力 (MPa)	規格放水量 (m ³ /min)
A-1	0.85	2.80 以上
A-2	0.85	2.00 以上
B-1	0.85	1.50 以上
B-2	0.70	1.00 以上
B-3	0.55	0.50 以上
C-1	0.50	0.35 以上
C-2	0.40	0.20 以上

3 水源

水源は、政令第20条第4項第1号及び第3号の規定によるほか、次によること。

(1) 水源の原水

水源の原水は、第2屋内消火栓設備3(1)を準用すること。

(2) 水源水量

ア 地盤面下に設けられている水源の場合は、地盤面の高さから4.5m以内の水源を有効水量とすること。

イ 他の消防用設備等の水源とは、併用しないこと。

ウ 水源には減水した場合、自動的に給水できる装置又は表示及び警報（ベル、ブザー等）を省令第12条第1項第8号に規定する防災センター等にできるものであること。

エ 水源は、常時有効水量を貯えることができ、かつ、規定水量が連続して取水できるものとする。

(3) 水源水槽の構造

水源水槽の構造は、第2屋内消火栓設備3(3)を準用すること。

(4) 有効水源水量の確保

有効水源水量の確保は、第2屋内消火栓設備3(4)ア(高架水槽方式を除く。)、イ、ウ及びオ(他の消防用設備等の水源と併用する場合を除く。)を準用すること。この場合、地盤面下に設けられている水源の投入孔の直下には、集水ピットを設けること。集水ピットの大きさは、原則として、その一辺が0.6m以上又は直径0.6m以上で、かつ、深さが0.5m以上とすること。

4 器具

(1) 吸管は、前3に定める水源を有効に使用できる長さのものを設けること。

(2) ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、当該ポンプの放水口に結合できるもので、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数以上を設けること。